

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号			仕 様 書 番 号	
外注歯科技工			NM-Z 2 1 0 0 0 7	
			作 成	令和4年 3月 3日
			変 更	
			作成部隊名	
			北海道補給処総務部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊島松駐屯地医務室において実施する外注歯科技工について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書及び見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令等

歯科技工士法(昭和23年法律第204号)

歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)

2 製品に対する要求

2.1 技工物の品目及び規格等

技工物の品名及び規格等については、調達要求書による。

2.2 材料

技工物作製に必要な金属のうち、金銀パラジウム合金及び銀合金については、官側が準備し官給するものとする。

3 その他の指示

3.1 技工物の作成要領

技工物の作製は、単一の業者が行い、他の業者へ委託しないこと。

3.2 技工物に関する指示等

- a) 技工物作製の指示は、技工指示書によるものとし、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 完成した技工物は、直接搬入により納品するものとする。
- c) 歯科医官が不適と判断した場合は、無償で再作製をするものとし、この際の納期は医官指示を順守するものとする。
- d) 歯科医官が不適と判断しその度合いが著しい場合は来駐のうえ、患者口腔内直視のもとで必要な指示をうけるものとする。
- e) 前歯部のCAD修復で審美性の機微に触れる症例は来駐のうえ、患者口腔内の写真撮影及びシェードテイキングに応じるものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。